

知床世界自然遺産地域管理計画（案） 地元説明会の開催結果について

環境省、林野庁、北海道は「知床世界自然遺産地域管理計画（案）」について、広く地元の方々に紹介し、意見をいただくため、斜里、羅臼の両町において下記のとおり説明会を開催いたしました。その結果概要は下記のとおりです。

1. 羅臼町

・日時 6月16日（火） 18:30～21:30

・場所 羅臼町役場 1階会議室

・出席者（事務局側）

<林野庁>

北海道森林管理局 保全調整課 徳川課長

根釧東部森林管理署 中澤署長

<北海道>

環境生活部 環境局 自然環境課 知床遺産グループ 塩越主査

根室支庁 地域振興部 環境生活課 村松課長

<環境省>

釧路自然環境事務所 北沢所長、則久次長、三宅自然保護官

羅臼自然保護官事務所 中川自然保護官

・参加者 27名

・参加者からの主な質問、意見および事務局の回答

<羅臼湖等の利用>

○知床の利用者は年間195万人だが、斜里側と羅臼側で実態が全く違う。知床五湖には立派な高架木道が整備されているが、羅臼湖や熊越の滝には駐車場、看板すらない。利用施設整備に関する環境省の取組は、斜里町と羅臼町での整備状況を比較すると非常に不公平である。

○本計画案では知床横断道は知床峠を除き通過利用を原則とすると記述されている。その一方で、羅臼湖の利用のあり方について検討すると書いている。羅臼湖の利用のあり方を検討しようにも通過利用しかできないのでは、利用は不可能であり、記述が矛盾している。羅臼湖入り口に、最低限の駐車帯は整備して、利用できるように書き換えるべきである。

（環境省回答）

→表現上、矛盾はしていない。役所言葉になるが、「限る」ではなく、「原則とする」とい

う記述であれば、原則以外のこと、例外があるということを意味する。

○羅臼湖の今後の利用のあり方については、今後地元の意見も聞きながら十分検討してもらいたい。今の計画案の文言では羅臼町は納得しない。また、現場の保護官を含めた検討、意見交換の機会を設けるべき。

(環境省回答)

→羅臼湖の利用のあり方については、環境省内でも検討をしている。国立公園、森林生態系保護地域でもあることから、関係者の中での検討の場を設けていきたい。

<半島先端部の利用等>

○先端部の利用については、トレッカーは昔の半分程度しか入っていない。漁業での利用もされているが、昔に比べると入っている人は格段に少ない。先端部の自然環境が悪化しているのは、シカが原因であって人の利用が原因ではない。先端部の利用を制限する必要はない。

○動力船や瀬渡しは乗船名簿があるため利用人数をコントロールすることが可能である。過去の申し合わせにより、動力船による観光目的の上陸は禁止されているが、自然環境を保護しつつ観光資源として利用することが可能である。申し合わせについても見直すべき。ガイドを付けた動力船でのエコツアーを行いたい。

○近年の岬へのオニアザミの侵入はトレッカーの影響ではなく、灯台を建築・改築する際に使用した大型重機に種子が付着していたことによる。岬までのトレッキングは腰まで水に浸かる必要がある箇所が何か所かあるため、トレッカーによって外来種が侵入することはない。今後、そのような大型重機の乗り入れの際には外来種の侵入についてチェックする必要がある。

○NPOを設立し、先端部の海岸でのゴミ拾い等を行っているが、波打ち際の植生のないところ以外入ってはいけないと環境省から禁止されている。このため、海岸植生のあるところにゴミがあっても、拾うことはできず、外来種の駆除も行えない。

<利用適正化全般>

○環境省は、地元が自然を使って何かしようと考えたと、いつもダメだ、ダメだと言わない。地元の振興や住民の生活にも配慮すべき。地域の安定なくして遺産地域の保全などない。

(環境省回答)

→一切の利用を否定しているわけではなく、管理計画でも、人々に感銘を与える質の高い利用の機会を提供すると基本的な考え方を明記している。

○釣り人のマナーが悪く、釣った魚の卵だけとって放置してしまう釣り人が多い。管理計画案では、遊漁船組合と協力して、指導すると書いてあるが、今後どのような指導をしていくのか？

(環境省回答)

→候補地管理計画当時から変更していないが、その後、具体的なアクションを起こしていなかった事項。今後、対応を考えていく。

<エゾシカの保護管理>

○岬の自然環境は昔と比較して大きく変化してしまった。昔は高茎草本群落が存在し、ミヤマナナカマド、ガンコウランも豊富に存在した。エゾシカの問題は行政の対応が遅い。早急に対策を実施して欲しい。あれだけ大勢が訪れる知床五湖の自然環境は以前と比較しても大差がないが、知床岬は全く変わってしまった。

○現在行われている知床岬でのシカの駆除は、効率が非常に悪く、一頭当たりのコストがかかりすぎている。3カ年計画と聞いているが、今後駆除の打ち切りはあるのか？また、知床岬だけでなく、地元の意見を聞き、より効率的な方法で半島全体での駆除を行うべき。

(環境省回答)

→来週行われるエゾシカ WG で3年目をどうするかは検討される。順応的管理の観点から、その評価によっては2年で見直しと言うこともありえる。

○羅臼町でもエゾシカの被害は深刻であるが、今後エゾシカの管理はどう行っていくのか？羅臼市街地から相泊に行く途中で毎日のようにシカとの交通事故が起きている。エゾシカの増加は住民の生活に密接な影響を与えているが、住民の生活と関連付けたエゾシカの管理計画は作成するのか。今は実験をする段階ではなく、早急な駆除が求められている段階である。

<各種会議等のあり方>

○科学委員会に岬の先端部の過去の状況を知っている人を入れるなど、地元の人を入れるべき。また、地域連絡会議についても、行政的には役場が入っていれば良いのだろうが、住民の意見が正確に反映できていない。地元の人、地域連絡会議の存在をほとんど知らない。地域連絡会議での合意をもって、住民と合意したとは思わないでほしい。

○地域連絡会議に入っている民間人はごくわずかであり、ほとんどが行政機関等である。あの場では、ほとんど発言のしようもなく、住民としての意見が十分に反映されているとは言いがたい。地域連絡会議にもここにいる住民が出席して発言できるようにすべき。

○利用適正化検討会議には、羅臼側の観光船の協会である知床羅臼観光船協会が発足したので、会議に参画できることを要求する。

○この説明会のような機会をもっと頻繁に設け、地元との意見交換をすべき。

(環境省回答)

→今日の議論を聞いて、日常的な話し合い、意見交換の場が少なかったのだと再認識した。こういった意見交換の機会は数多く設けるようにしたい。

○住民の意見をより適切に反映させるため、地域連絡会議とは別に、オンブズマン制度など導入してはどうか。

(環境省回答)

→今年度、科学委員会など各種会議のあり方を見直すこととしており、いただいたご意見も踏まえて検討したい。

<地域区分について>

○遺産地域の区分について、羅臼側と斜里側では気象条件や生態系、文化、産業、利用の歴史などが大きく異なる。羅臼側では過去に先端部付近で48軒、300~400人が生活していた。現在でもコンブ漁が2軒行われており、毎日先端部まで人が行っている。一方ウトロ側は断崖絶壁でほとんど利用されてきた経緯がない。単純にAとBで分け、半島を一つにまとめるのではなく、羅臼と斜里をきちんと分け、両町の歴史や特性を踏まえた地域区分にして欲しい。特に先端部の利用方法や適正利用についてはウトロ側と羅臼側で全く違うのではないのか。羅臼側では昔から先端部へのトレッキングが行われてきた。

(環境省回答)

→このゾーニングは、国立公園の特別保護地区、森林生態系保護地域の核心地域といった制度を当てはめたもの。候補地管理計画では、核心地域、緩衝地域と言っていたものを、世界遺産委員会での議論で、これらの表現が使えなくなったことから、ABという記号に改めた。当然、実際の現地管理にあたっては、それぞれの自然や社会的な特性を踏まえて管理を行うこととなる。

<歴史について>

○文化や歴史をこの計画できちんと伝えてほしい。林業についても、かつては冬の羅臼では多くの住民が薪炭の伐採仕事をやっていた。番屋においても多くの人が生活していたなど。

(環境省回答)

→遺産の管理計画としては、遺産登録時の状況を維持しようというのが計画の目的となるため、歴史についてどこまで計画上に記載できるかは検討してみる。今の内容でも、候補地管理計画よりは歴史に関する記述を2倍に増やしている。

○環境省の多くの資料において、“古来より”羅臼町ではオオワシ、オジロワシが飛来したという記述がなされているが、ワシ類は冬期にスケトウダラ漁がおこなわれるようになってから飛来しているものであって、昔はほとんどいなかった。また、クマは夜行性であり、昼間見ることはほとんどなかった。近年は首輪をつけたクマをよく見かけ、爆竹などを利用して逃げない。クマの保護のみでなく、きちんとした対策を考えなおした方が良い。シマフクロウについてもスケソウの加工が普及するに伴って増えた。シカについても国道の整備が進む前はほとんど見なかった。このように、過去の歴史を考慮することも必要である。

<国立公園の保護管理について>

○国立公園等の規制により、私有地であるにも関わらず生活に必要な建物を建てることができない。個人の私有地は個人の好きにさせてもらいたい。規制するのであれば国が買い上げて欲しい。

○何十年も雪崩など起きたことがない道路法面で、雪崩防止の工事が行われている。地域住民は必要性を全く感じていないが、国立公園内で、何故、あのような無駄なものを認めたのか。

○セセキの滝の隣にコンクリートの巨大な法枠を作ってしまったため、景観が台無しになってしまった。工事を実施する前には、住民との事前協議の場を設けるようにしてほしい。

○砂防ダムはもう要らない。結局、莫大な税金を使って過去に造った砂防ダムを、また税金をかけて撤去したり、魚道の設置などを行っている。慎重に検討したうえで、工事を実施すべきであった。

○自然公園指導員を委嘱されているが、ここ10年近く指導員を集めた会議がなく、形骸化している。自然公園指導員の研修会などを開催して、指導員の増加や強化を行い、遺産地域の管理にうまく活用してはどうか。

<環境省の体制について>

○知床岬は核心地域だと良いながら、利用者の指導をする人間がいない。環境省のレンジャーを夏場だけでも知床岬に常駐させるべき。知床岬の自然環境のモニタリングもレンジャー自身が行うべき。近くにある番屋を借りれば、常駐できるはず。番屋を提供することは可能である。

○レンジャーが2～3年毎で代わるため、知床の状況がわかった頃に転勤してしまう。1

0年はいるべき。

<パブコメ・説明会について>

○今回の会議が、管理計画案の「説明会」だと言っているのがそもそもおかしい。事前に住民の意見を幅広く聞く機会を設け、その意見を踏まえて計画案を策定したのであれば、説明会と言うのも分かる。しかし、勝手に計画案を作っておきながら、今回は説明をするだけ、意見を言うなら、紙に書いて出せと言うのは不適切だ。本日の説明会で述べた意見は、パブリックコメントへの正式な意見として取り上げて欲しい。

(環境省回答)

→申し訳ないが、パブコメは文書で持って提出していただくこととしているため、配付した用紙なり、電子メールなりで提出して欲しい。

○ボリュームが多く、スライドもすぐ代わってしまうため、意見が出しづらい。スライド1枚ずつに対して意見を言う時間を設けて欲しい。一般的な町民では管理計画の長い文章を理解することはできない。町民にも分かりやすく説明することが必要。

○今日出された住民の意見はみな重い。今後のスケジュールはどうなっているのか？提出した意見に関してどのようなフィードバックがあるのか？

(環境省回答)

→いただいた全ての意見に対し、対応方針案（修文するものは修文案）を作成し、科学委員会、地域連絡会議で議論していただく。いただいた御意見に対し、どのように対応したかは全て公開する。

○利用の心得に対しても意見が出せるのか？中央部利用の心得は中身が全くないため意見を出したい。

(環境省回答)

→可能である。ただし、管理計画本文以外への意見であれば、直接的な修文にはつながらないが、利用適正化検討会議に伝えて、そちらで検討してもらうことになる。

<その他>

○特定の財団とばかり仕事をするのではなく、住民の山守り制度を設けるなど、地域の住民を活用した自然保護のあり方も検討してはどうか。

2. 斜里町

- ・日時 6月17日(水) 18:30~20:10
- ・場所 知床世界遺産センター レクチャールーム
- ・出席者(事務局側)

<林野庁>

北海道森林管理局 保全調整課 徳川課長
網走南部森林管理署 高崎署長

<北海道>

環境生活部 環境局 自然環境課 知床遺産グループ 塩越主査

<環境省>

釧路自然環境事務所 北沢所長、則久次長、三宅自然保護官
ウトロ自然保護官事務所 高橋首席自然保護官

- ・参加者 20名

・参加者からの主な質問、意見および事務局の回答

○遺産地域の概要について、ケイマフリも絶滅危惧種として入れて欲しい。(福田さん)
→国際的希少種については、ランクによって例示を決めている。それを確認して記載を検討したい。

○知床には遺跡が存在するため、それをきちんと記述するとともに、その保全についても考慮して欲しい。

○現在作成されているエコツーリズムガイドラインにおいて、エコツアーにあたっての様々な注意事項が記載されているが、エコツアーを利用するもののみを対象とするのではなく、広く知床を訪れる人全体を対象として欲しい。ガイドラインに示されている注意事項はエコツアー利用者以外でも守るべきものである。

(環境省回答)

→一般利用者については、利用の心得があるが、エコツーリズムガイドラインと利用の心得の狭間に落ちることがないように普及啓発をしていきたい。

○(4)自然の適正な利用において航空機の着陸の制限とあるが、実際に着陸はしているのか?また、ウルトラライトプレーンなど航空機の低空飛行はオジロワシやシマフクロウに影響を与える可能性があるため、ガイドラインなどで具体的な規制を行うべき。

○テレビ局の取材のヘリが海鳥の生息する崖のすれすれを飛行している場合があるが、環境省に情報提供した場合、テレビ局を指導することは可能か?

(環境省回答)

→テレビ局に問題認識を伝えることはできるので、ご連絡いただきたい。

○クライテリアとはどのような意味か？

(環境省回答)

→簡単に言えば、登録基準である。